

## トラブルや困りごとがあるときは…

### ■交通事故にあった・交通事故を起こした。

➔まずは110番、けが人がいる場合は119番。交通事故に関する相談は、下記の相談窓口 ① ② ③ を参照してください。

### ■架空請求、高額なものを買う契約をさせられてしまった。

➔すぐに請求に応じず、下記の相談窓口 ① ④ へ相談してください。

### ■ちかん、ストーカー、いたづら電話、ネット上のトラブルなどの被害にあった。

➔一人で悩まず、下記の相談窓口 ① ② ④ へ相談してください。

### ■ハラスメントを受けたと感じた。

➔一人で悩まず、相談員に相談してください。

立命館大学ハラスメント防止委員会Web サイト

URL <https://www.ritsumei.ac.jp/mng/gl/jinji/harass/>



### ① 学生オフィスへの相談は

学生オフィス (衣笠) **TEL. 075-465-8167**  
 学生オフィス (BKC) **TEL. 077-561-3917**  
 学生オフィス (OIC) **TEL. 072-665-2130**

### ② 警察への相談は

京都府警察本部警察総合相談室 **TEL. 075-414-0110**  
 滋賀県警察本部警察への総合相談 **TEL. 077-525-0110**  
 草津警察署 (代表) **TEL. 077-563-0110**  
 大阪府警察本部 警察相談室 **TEL. 06-6941-0030**  
 茨木警察署 (代表) **TEL. 072-622-1234**

### ③ 交通事故にあったときは

京都市消費生活総合センター (交通事故相談) **TEL. 075-366-3305**  
 京都府交通事故相談所 **TEL. 075-414-4274**  
 滋賀県立交通事故相談所 (大津) **TEL. 077-528-3425**  
 茨木市市民生活相談課 **TEL. 072-620-1603**

### ④ 悪質商法・架空請求・その他の被害にあったときは

京都市消費生活総合センター (消費生活相談) **TEL. 075-256-0800**  
 京都府消費生活安全センター **TEL. 075-671-0004**  
 京都弁護士会 **TEL. 075-231-2378**  
 京都府警察悪質商法110番 **TEL. 075-451-9449**  
 京都ストーカー相談支援センター **TEL. 075-415-1124**  
 滋賀県消費生活センター **TEL. 0749-23-0999**  
 草津市消費生活センター (相談窓口) **TEL. 077-561-2353**  
 大津市消費生活センター **TEL. 077-528-2662**  
 法テラス (日本司法支援センター) **TEL. 0570-078374**  
 滋賀弁護士会 **TEL. 077-522-3238**  
 茨木市消費生活センター **TEL. 072-624-1999**  
 大阪府消費生活センター **TEL. 06-6616-0888**  
 大阪弁護士会 (総合法律相談センター) **TEL. 06-6364-1248**

## トラブルを避けて安心・安全な学生生活を送るために

学生であるみなさんは、市民社会の一員です。大学や社会のルールやマナー、法律、法規を遵守することや、大学生としての自覚と誇りを持った責任ある行動が求められます。学生が巻き込まれやすいトラブル・ハプニングを避けて、安心・安全な学生生活を送るための情報を、「TIPS ON CAMPUS LIFE FOR STUDENTS～安全で快適な学生生活のために～」で紹介していますので必ず確認しておきましょう。

### 【掲載情報の例】

- 薬物・飲酒・SNS
- キャンパス全面禁煙、通学ルール
- 危険な勧誘、カルト集団、盗難、ひとり暮らしの注意点、通学・帰宅・夜間外出の危険
- 契約行為、クレジット、キャッシング、国民年金、アルバイト
- 包括的な学生支援ネットワーク情報
- 学生懲戒規程・学生団体処分規程



URL <https://www.ritsumei.ac.jp/infostudents/campus-diary/>

## 正課・課外の活動中にけがをしてみました

■本学では、正課・課外の活動中の事故などにより、万が一けがを負った場合に備えて、正規学生全員を対象として「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています(掛金は大学負担)。詳細はQRコードから『大学施設内や正課・課外活動中のけがに適用される保険の請求方法(学研災)』を確認してください。手続き方法がわからないなどの場合は、学生オフィス(OIC)へ。

[保険金請求の対象となる事項]

正課・大学行事中	実治療日数1日以上
課外活動以外の大学施設内でのけが	実治療日数4日以上
課外活動中(大学が認めた団体)	実治療日数14日以上

※通学等の移動中は対象外です。  
 ※入院の場合、1日目から対象となります。

対人・対物の事故は上記の保険ではカバーできませんので、もしもの事態に備え任意での保険加入をお勧めします。



## 緊急事態(財布の盗難・紛失)で一時的にお金を借りたい

■財布の盗難、紛失で帰宅ができない場合等、学生オフィスの窓口で現金を一時的に貸与することが可能です。

学生証と印鑑を持って、学生オフィス窓口にご相談ください。

- ・貸与金額：最大2万円
- ・返還期限：最大3ヶ月

(注1) まずは保証人に支援を求めることが原則であり、その支援が間に合わない場合に限りです。

(注2) 日常生活費を援助する制度ではありません。内容によっては貸与できない場合もあります。

## 奨学金について相談したい・家計が急変して学費が払えない・自分に合った奨学金を探したい

本学には、学生が安心して学生生活を送り、一人ひとりの学習・学生生活の目標にチャレンジできるように支援する奨学金があります。制度の内容をよく理解し、有効的に利用してください。

### 学生オフィス

[衣笠] 研心館2階 [BKC] セントラルアーク1階 [OIC] A棟1階(AS事務室内)

- 経済支援型奨学金 **TEL. 075-465-8168** **TEL. 077-561-2854** **TEL. 072-665-2135**
- 成長支援型奨学金 **TEL. 075-465-8167** **TEL. 077-561-3917** **TEL. 072-665-2130**